

消 防 予 第 4 1 2 号
平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成 2 6 年政令第 3 3 3 号。以下「改正令」という。）、消防法施行規則及び特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（平成 2 6 年総務省令第 8 0 号。以下「改正規則」という。）、火災通報装置の基準の一部を改正する件（平成 2 6 年消防庁告示第 2 4 号。以下「火災通報装置基準告示」という。）、加圧送水装置の基準の一部を改正する件（平成 2 6 年消防庁告示第 2 5 号。以下「加圧送水装置基準告示」という。）及び屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準の一部を改正する件（平成 2 6 年消防庁告示第 2 6 号。以下「屋内消火栓等基準告示」という。）が平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日に公布されました。

今回の改正は、有床診療所における最近の火災の事例等に鑑み、病院、有床診療所等についてスプリンクラー設備等の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正令に関する事項

1 消火器具の設置基準の見直し

消火器具を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、改正令による改正後の消防法施行令（昭和 3 6 年政令第 3 7 号。以下「令」という。）別表第 1（6）項イ（1）から（3）までに掲げる防火対象物で延べ面積が 150 m²未満のものを追加したこと。（令第 1 0 条第 1 項第 1 号関係）

2 屋内消火栓設備及び動力消防ポンプ設備の設置基準の見直し

- (1) 改正令による改正前の消防法施行令第12条第1項第1号に掲げる防火対象物については、主要構造部を耐火構造としたもの等であっても、延べ面積1,000㎡以上のものに屋内消火栓設備を設置しなければならないこととされていたが、主要構造部を耐火構造としたもの等で延べ面積が1,000㎡に令第12条第2項第3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値未満のものには、原則として、屋内消火栓設備の設置を要しないこととしたこと。（令第11条第2項関係）
- (2) 令第12条第1項第1号に追加された令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物については、主要構造部を耐火構造としたもの等であっても、延べ面積が1,000㎡に令第12条第2項第3号の2の総務省令で定める部分の床面積の合計を加えた数値以上のものに屋内消火栓設備を設置しなければならないこととしたこと。（令第11条第2項関係）
- (3) 令第11条第2項の規定は、動力消防ポンプ設備について準用すること。（令第20条第2項関係）

3 スプリンクラー設備の設置基準の見直し

- (1) スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、次に掲げるもの（①、②及び④にあっては、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造を有するものを除く。）を追加したこと。
 - ① 令別表第1（6）項イ（1）に掲げる防火対象物のうち、令第12条第1項第4号に規定する総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000㎡未満のもの又は平屋建のもの（令第12条第1項第1号関係）
 - ② 令別表第1（6）項イ（2）に掲げる防火対象物のうち、令第12条第1項第4号に規定する総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が6,000㎡未満のもの又は平屋建のもの（令第12条第1項第1号関係）
 - ③ 令別表第1（6）項イ（3）に掲げる防火対象物のうち、平屋建以外のもので、総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計が3,000㎡以上6,000㎡未満のもの（令第12条第1項第4号関係）
 - ④ 令別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物（延べ面積が1,000㎡以上のものを除く。）の部分で同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供されるもの（令第12条第1項第9号関係）
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置基準の見直し
 - ① 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又はその部分に、令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、延べ面積が1,000㎡以上で、防火上有効な措置が講じられた構造を有するものとして総務省令で定める部分以外の部分の床面積の合計（第二において「基準面積」という。）が1,000㎡未満のものを追加したこと。（令第12条第2項第3号の2関係）
 - ② 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することができる防火対象物又

はその部分に、令第12条第1項第1号及び第9号に追加された令別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物並びに同表(16の2)項に掲げる防火対象物(延べ面積が1,000㎡以上のものを除く。)の部分のうち同表(6)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供されるものを追加したこと。(令第12条第2項第3号の2関係)

4 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分として、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したこと。(令第23条第1項第1号関係)

5 防火対象物の用途区分の見直し

改正令による改正前の消防法施行令別表第1(6)項イに規定されている病院、診療所又は助産所を次のように分類して規定したこと。(令別表第1関係)

(1) 令別表第1(6)項イ(1)に掲げる防火対象物

次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)

(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。

(ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。

(2) 令別表第1(6)項イ(2)に掲げる防火対象物

次のいずれにも該当する診療所

(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。

(ii) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

(3) 令別表第1(6)項イ(3)に掲げる防火対象物

病院((1)に掲げるものを除く。)、有床診療所((2)に掲げるものを除く。)

又は有床助産所

(4) 令別表第1(6)項イ(4)に掲げる防火対象物

無床診療所又は無床助産所

6 その他の事項

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第二 改正規則に関する事項

1 防火対象物の用途の指定

(1) 令別表第1(6)項イ(1)に規定する「火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの」は、次のいずれにも該当する体制を有する病院としたこと。(改正規則による)

改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条第3項関係）

- ① 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員の数が、病床数が26床以下のときは2、26床を超えるときは2に13床までを増すごとに1を加えた数を常時下回らない体制
 - ② 勤務させる医師、看護師、事務職員その他の職員（宿直勤務を行わせる者を除く。）の数が、病床数が60床以下のときは2、60床を超えるときは2に60床までを増すごとに2を加えた数を常時下回らない体制
- (2) 令別表第1（6）項イ（1）（i）に規定する「総務省令で定める診療科名」は、次に掲げるもの以外のものとしたこと。（規則第5条第4項関係）
- ① 肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科
 - ② ①に掲げる診療科名と医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ（1）から（4）までに定める事項とを組み合わせた名称
 - ③ 歯科
 - ④ 歯科と医療法施行令第3条の2第1項第2号ロ（1）及び（2）に定める事項とを組み合わせた名称

2 スプリンクラー設備を設置することを要しない構造の適用範囲の見直し

- (1) スプリンクラー設備を設置することを要しない火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造（以下「延焼抑制構造」という。）の基準のうち、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物（同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）についても適用することとしたこと。（規則第12条の2第1項及び第2項関係）
- (2) 延焼抑制構造については、延べ面積が1,000㎡未満の防火対象物に適用していた改正規則による改正前の消防法施行規則第12条の2第1項第1号の基準を基準面積が1,000㎡未満の防火対象物に、延べ面積が1,000㎡以上の防火対象物に適用していた同項第2号の基準を基準面積が1,000㎡以上の防火対象物に、それぞれ適用することとしたこと。（規則第12条の2第1項関係）

3 スプリンクラーヘッドを設けることを要しない部分の適用範囲の見直し

廊下、収納設備（2㎡未満のものに限る。）、脱衣所その他これらに類する場所にスプリンクラーヘッドを設けることを要しないとされる防火対象物について、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。）を追加するとともに、その適用範囲を基準面積が1,000㎡未満のものとしたこと。（規則第13条第3項第9号の2関係）

4 防火上有効な措置が講じられた構造を有する部分の指定

令第12条第2項第3号の2に規定する「総務省令で定める部分」は、次のいずれにも該当する部分（当該部分の床面積の合計は防火対象物の延べ面積の2分の1を上限とする。）としたこと。（規則第13条の5の2関係）

- (1) 規則第13条第3項第7号又は第8号に掲げる部分（手術室、レントゲン室等）であること。
- (2) 次のいずれかに該当する防火上の措置が講じられた部分であること。
 - ① 準耐火構造の壁及び床で区画され、かつ、開口部に防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものに限る。）を設けた部分
 - ② 不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、屋根）で区画され、かつ、開口部に不燃材料で造られた戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのものに限る。）を設けた部分であつて、当該部分に隣接する部分が、直接外気に開放されている廊下等を除き、全てスプリンクラー設備の有効範囲内に存するもの
- (3) 床面積が1,000㎡以上の地階若しくは無窓階又は床面積が1,500㎡以上の4階以上10階以下の階に存する部分でないこと。

5 消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し

- (1) 令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物（同表（6）項イ（1）又は（2）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。（3）において同じ。）については、消防機関が存する建築物内にあるものを除き、消防機関からの距離が500m以内の場所にあるものについても消防機関へ通報する火災報知設備を設置しなければならないこととしたこと。（規則第25条第1項関係）
- (2) 消防機関へ通報する火災報知設備の電源を蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとることを要しない防火対象物に、令別表第1（6）項イ（1）から（3）までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したこと。（規則第25条第3項第3号関係）
- (3) 消防機関へ通報する火災報知設備を自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動させることを要する防火対象物に、令別表第1（6）項イ（1）及び（2）に掲げる防火対象物並びに同表（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物を追加したこと。（規則第25条第3項第4号及び第4項第4号関係）

6 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に関する事項

令別表第1（6）項イを（1）から（4）までに分類して規定したことに伴い、必要な規定の整備を図ることとしたこと。（特定小規模施設における必要とされる

防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第2条関係)

7 その他

その他所要の規定の整備を図ることとしたこと。

第三 火災通報装置基準告示に関する事項

特定火災通報装置を設置することができる防火対象物に、令別表第1(6)項イ(1)から(3)までに掲げる防火対象物で延べ面積が500㎡未満のものを追加したほか、火災通報装置を自動火災報知設備と連動させる場合の構造、性能等の基準を定めたこと。(火災通報装置基準告示関係)

第四 加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示に関する事項

改正令及び改正規則による消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴い、必要な規定の整備を図ることとしたこと。(加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示関係)

第五 施行期日等に関する事項

1 施行期日に関する事項

(1) 改正令の施行期日

改正令は平成28年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。(改正令附則第1条関係)

- ① 第一2(1)及び3(2)①並びに第五2(3) 平成27年3月1日
- ② 第五3(1) 公布の日(平成26年10月16日)

(2) 改正規則の施行期日

改正規則は、平成28年4月1日から施行することとしたこと。ただし、次に掲げる事項は、次に定める日から施行することとしたこと。(改正規則附則第1条関係)

- ① 第二2(2)、3の一部、4及び7の一部並びに第五2(6) 平成27年3月1日
- ② 第五3(2) 公布の日(平成26年10月16日)

(3) 火災通報装置基準告示の施行期日

平成27年4月1日から施行することとしたこと。(火災通報装置基準告示関係)

(4) 加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示の施行期日

平成27年3月1日から施行することとしたこと。(加圧送水装置基準告示及び屋内消火栓等基準告示関係)

2 経過措置に関する事項

- (1) 改正令の施行の際、現に存する令別表第1(6)項イ(1)から(3)まで、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項イ(1)から(3)までのいずれかに掲げる

- 防火対象物の用途に供される部分に限り、同表（１６の２）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項イ（１）又は（２）に掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(1)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中的同表（６）項イ（１）から（３）まで、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備のうち令の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、平成３７年６月３０日又は当該規定に適合した日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第２条第１項関係）
- (2) 改正令の施行の際、現に存する令別表第１（６）項イ（１）から（３）まで及び（１６）項イに掲げる防火対象物（同表（１６）項イに掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項イ（１）から（３）までのいずれかに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(2)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中的同表（６）項イ（１）から（３）まで及び（１６）項イに掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、平成３１年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第２条第２項関係）
- (3) 第一２(1)及び３(2)①の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（改正令附則第３条関係）
- (4) 第二２(2)の施行の際、現に存する令別表第１（６）項ロ、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物（同表（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下(4)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中的同表（６）項ロ、（１６）項イ及び（１６の２）項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に係る技術上の基準については、平成３０年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第２条第１項関係）
- (5) 改正規則の施行の際、現に存する令別表第１（６）項イ（１）及び（２）、（１６）項イ、（１６の２）項並びに（１６の３）項に掲げる防火対象物（同表（１６）項イ、（１６の２）項及び（１６の３）項に掲げる防火対象物にあっては、同表（６）項イ（１）又は（２）の用途に供される部分が存するものに限り、同表（６）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。以下(5)において同じ。）並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中的同表（６）項イ（１）及び（２）、（１６）項イ、（１６の２）項並びに（１６の３）項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、平成３１年３月３１日までの間は、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第２条第２項関係）
- (6) 第二２(2)、３の一部、４及び７の一部の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。（改正規則附則第３条関係）

3 その他の事項

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第88号）、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）、児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成26年政令第300号）について、経過措置規定の適用関係の明確化等を図るため、所要の規定の整備を行ったこと。（改正令附則第4条、第5条及び第6条関係）
- (2) 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成25年総務省令第126号）について、経過措置規定の適用関係の明確化等を図るため、所要の規定の整備を行ったこと。（改正規則第4条関係）
- (3) 今回の改正令等の運用については、別途通知する予定であること。